新クリーンセンター建設に係る環境影響評価準備書の意見に対する事業者見解

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
INO.	章	項目	ページ	.5.75.1.2	7 11 17 7 2 111
1	第1編 環境影響評価 第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第11節 植物 第12節 動物 第13節 生態系	5-11-1~ 5-13-46	で、避けて通れない問題ですが、おそらくは人間が大方の原因で絶滅 の危機にまで追いつめてしまった動植物がなんとか細々と命をつない でいる棲息地を、これでもかと破壊することに絶望的な思いがします。 ヤエガワカンバやベニモンマダラなど直接打撃を受けるであろう種に ついて、移植等の措置をとっていただくことは、少しホッとしてうれしく	具体的には、ヤエガワカンバ、オニヒョウタンボクといった樹種について個体の移植を行います。また、ベニモンマダラ(昆虫)については幼虫の食草であるクサフジの移植、クリイロベッコウ(陸産貝類)については個体の移殖を行います。その他、工事を行う区域の周辺に生育する植物及び生息する動物に対しては、粉じんの防止、林縁保護な
	第7章 事後調査計画	第1節 事後調査項目 の選定 第2節 事後調査計画	7-1 ~ 7-32	護を続けていただきたいということです。人間の干渉により環境が破壊され大きく変わるので、時間の経過や諸条件により予想外の現象や新たな問題が生じてくると思います。 木々も草花も動物たちも、等しく地球に住む大切な仲間です。どうぞこれからもあたたかく見守ることを続けてください。	工事中及び供用後においては、これらの環境保全措置が確実に行
2	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-8	体の粒子状物質・集じん灰・ばいじんのほかに、必ずセシウムがあるはずです。従来の定められた調査項目にないからといってそれを含めないのは、現在の法令(規準?)からすると合致しているのかもしれませんが、いかにもお役所的です。 3.11の原発事故以来、長野市や上田市などはクリーンセンターの主灰・飛灰の中に含まれるセシウムについて毎月新聞報道で公表しています。(中野市・千曲市・東御市なども高い頻度で新間報道されています)。それらの地域での検査の結果では(健康に影響はない程度という但し書きがあるとはいえ)毎回必ずセシウムが検出されています。しかるに佐久市では現在の中込地籍にあるクリーンセンターでのセシウムの状況を一般住民にわかるように新間報道されることは希(まれ、「公人です。この基本スタンスが問題です。過日の説明会の際には、「公人です。この基本スタンスが問題です。過日の説明会の際には、「公人です。この基本スタンスが問題です。過日の説明会の際には、「公大です。この基本スタンスが問題です。過日の説明会の際には、「公大です。ことが5つの重要項目のひとつに含まれているから大丈夫」ということでしたが、今まで3年間できていなかったことからしても、行政的な地元(平根地区)ではなく、地形的・地勢的な意味での実質上の影響を一番受ける可能性が高い「地元」といえる御代田町(特に面替地区・豊昇地区など)にとっては重大な関心事です。	境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われておりますので、今後、国の動向を踏まえた上で対応を図ってまいります。 佐久クリーンセンターでは、放射性物質の測定結果を佐久市のホームページで公表し、新聞報道においても、随時、公表しております。平成26年6月時点における放射性物質の測定結果は、飛灰に含まれるセシウムが299ベクレル/kg/セシウム134:79ベクレル/kg、セシウム137:220ベクレル/kg)で国の基準8,000ベクレル/kg以下、施設周辺の空間放射線量は0.05マイクロシーベルト/hで長野県の除染基準1マイクロシーベルト/h以下、排ガス中の放射性物質は不検出であり、問題のない値となっております。また、新クリーンセンター稼働後においては、主灰及び飛灰について定期的に放射性物質の測定を実施してまいりますが、放射性物質を始め、施設運営に関する情報を積極的に公表し、地元及び関係地区と信頼関係の構築に努めてまいります。なお、事業者における自主的な取り組みとして、大気質及び気象調査を行った地点において、現況把握のための空間放射線量の測定を行い、施設稼働後においても、同地点でモニタリングのための測定を行い、施設稼働後においても、同地点でモニタリングのための測定を

No.		での該当箇所		意見内容	事業者の見解
INO.	章	項目	ページ	.5.55.1.1	
3	第2章 対象事業の内容 第2章 対象	新 象事業実施区	2-3	すが、その「舟ケ沢」の崩壊による土石流出で大きな被害を被った歴史があります。 また「棚畑」地籍は崩壊の結果できた幾分平坦な棚のようになった地形を意味しています。 以上に加えて、今回の住民への準備書説明会では、「建築法にのっとって十分配慮して建設予定地の斜面強化を施す」という口頭による説明はありましたが、建設予定地に接する上方の地山(尾根から延びた支脈尾根の先端)を削って、その土を下方(県道の方向)へならして建設予定地の面積を増やすことが説明会では明瞭に断面図等で説明されませんでした。地山方面にできる斜面、下方(北方・県道方面)へ増設する敷地とその直下の斜面、については、説明会に出席した人々には明確に認識する機会がありませんでした。合計3度(豊昇地区・JA伍賀支所・エコールみよたの計3回の説明会)にわたって出席した私(筆者)は今回「準備書」を縦覧して断面図を目にし、初めて認識できたわけです。 いずれにしても、上記のことからして、建設予定地には不安・懸念をいたがざるを得ません。(これは、後述の2本目のアクセス道路のことにも関係します)。	文献調査及び現地踏査を行っております。御代田町塩野地区の舟ヶ沢における土石流被害、また、対象事業実施区域の東側に位置する舟ヶ沢の上流部において山地から供給された土砂が堆積している箇所を把握しております。 対象事業実施区域については、ご指摘の塩野地区とは異なり、主にスキー場開発で平坦地が造成され、現在の地形となっているものであり、当該区域内及びその周辺で行ったボーリング調査の結果から、これまでに地すべりや斜面崩壊、土石流などの発生があったことを示すものは認められていないことから、大規模な地形崩壊や土石流が発生する可能性は小さいものと予測しております。 また、造成断面に係る安定計算の結果は問題ない値であり、盛土最大斜面は建築基準法に適合する補強等をしていくことから、土地の安定性を十分に確保できるものと考えております。
4	第2章 第5覧 対象事業の内容 事業	業計画		物・窒素酸化物・塩化水素・ダイオキシン類が挙げられていますが、「微小粒子状物質(PM2.5)については、法令等で排出規準が定められていないが、今後煙突排ガスによる影響が想定された場合については、必要な措置を講じる計画である」と記されています。それは当然として、放射性物質(セシウム等)についても、同じように言及すべきで	境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われております。今後、国の動向を踏まえた上で
5	第2章 対象事業の内容 事	業計画	:	文字通り「省令に基づいて」となれば、現在の省令にはその合意がないものと推定されます。なんでも「省令どおりの守備範囲で」と考えられては、お役所仕事そのもので終わってしまいます。	処特措法に基づく指定基準8,000ベクレル/kg以下の廃棄物であれば、従来と同様に廃棄物処理に係る現行法令に基づき最終処分ができるものとされております。現在、現行法令に基づき最終処分場にお

No.		備書での該当箇所		意見内容	事業者の見解
INO.	章	項目	ページ	12.72.172	7 11 A 1 7 5 11
6	第2章 対象事業の内容	第5節事業計画		するほか、外部への熱供給のエネルギーとして利用し」とありますが、	区及び御代田町などからご要望をお聞きし、検討をするため、協議を重ねてまいります。
7	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画			処特措法に基づく指定基準8,000ベクレル/kg以下の廃棄物であれば、従来と同様に廃棄物処理に係る現行法令に基づき最終処分ができるものとされております。既存の佐久クリーンセンターにおいても、
8	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画		・6 電気量の見込みは9,000(MWH)/年間であるが、「発電のほかに、場外への熱供給についても検討する」とあります。この件は上記「2-19」の「5-3)」と同じで、操業後に大きな影響を被ることが予想される(地勢的・生活環境的地元)である御代田町面替地区・豊昇地区等をはじめとして、御代田町の意見を是非聞く必要があります。	代田町などからご要望をお聞きし、検討をするため、協議を重ねてま
9	第2章 対象事業の内容	第5節 事業計画	2-21	・「クリーンセンターからの主灰及び飛灰の搬出は一日 2台と想定する」とありますが、どこへ搬出するのかが問われます。以前の説明会では「他県(県外)」ということでしたが、対象業者のみならず、先方自治体の十分な理解を得る必要があります。	ておりますが、安全性、安定性及び経済性を十分に検証した上で、今
10	対象事業の内容		2-21 2-22	・3に「対象事業実施区域に至るルート県道草越豊昇佐久線を経由して」とありますが、正式名「長野県道156号草越豊昇佐久線」は豊昇地区及び面替地区を通過する路線です。2-22の図2-5-5で「ふるさと大	北線)から長野県道156号草越豊昇佐久線を経由して対象事業実施区域に至るルートを記載しております。御代田町のふるさと農道を経由
	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況		橋」とあることから、また、3-5の図3-2-2 (1)からしても、正しくはルートは「県道借宿小諸線~ふるさと農道」と表記しなおすべきです。	する補助ルートについては、評価書で追記してまいります。

NI.	<u> </u>	準備書での該当箇所		意見内容	事業者の見解
No.	章	項目	ページ	13.55.11	7 512 2 5521
11	第3章 地域の概況	第1節 地域の概要	3-1	私(筆者)は新クリーンセンター建設に反対するものではありません。既に建設予定地の環境アセスメントも進行し、その予定で全てが動いています。その事実は重く受けとめねばならないと思います。しかし、長野県内のどこのクリーンセンターの主灰・飛灰からもセシウムが毎回検出されています。人体に影響がない極微量とはいえ「塵(チリ)も積もれば山となる」という諺があるように、将来に渡って長年蓄積されるならば、その影響は甚大なものになります。全く心配がない、安全であるということならば、一番機能的な中心地域に建設するはずです。そうならないのは、結局はクリーンセンターはその地域にとっては迷恋施設であるからです。切望します。次回何十年後かに再建する際には、焼却施設は違う地域に建設していただきたい。それを基本合意書・協定書ないしは覚え書きとして、地勢的・生活環境的地元(面替・豊昇・児玉など)、ひいては御代田町と交わすべきです。	ご要望を真摯に受け止めてまいります。施設の稼働年数については、 現時点において、安全に稼動できる期間は施設を利用してまいりたい と考えております。今後、施設の更新時期を迎える前に、次期施設に 係る整備計画の検討にあたりまして、事前に地元及び関係地区と十 分に協議をしてまいります。 また、平成26年11月を目途に、施設の建設同意となる地区協定の締 結に向けて、今後、地元及び関係地区、御代田町などと協議を重ねて まいります。
12	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-19		・紀州鉄道別荘地自己水源の記述については、評価書で追加してまいります。また、施設稼動後におけるモニタリング地点として、紀州鉄道別荘地の自己水源を追加し、調査を行ってまいります。
13	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-25	・大気質の説明がありますが、大気の中には長野市・上田市等の長野県内の焼却炉(クリーンセンター)の発表からも明白なようにセシウムが含まれています。セシウムの件について一言も言及がないのは残念です。(現在の法令ではその必要性がないという説明では不十分です)。	なっております。このため、大気質に係る放射性物質については、現
14	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-38	は、臭気指数による規制は行われていない。(対象事業実施区域は 規制地域に指定されていない)」とありますが、今後の見通しないしは	
15	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-49	別措置法に基づく「ダイオキシン類に関する環境基準」が表3-2-46に示されているが、「3-25」の項と同様に問題です。	・第3章地域の概況においては、環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等について、本事業に係る状況を整理する部分となっております。このため、土壌に係る放射性物質については、現時点において、関係法令等による指定、規制等がないことから記載しておりません。

	<u> </u>	準備書での該当箇所		辛 日九宗	事 光 本の日 <i>岡</i>
No.	章	項目	ページ		事業者の見解
16	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-58	「指定」のある地籍です。予定地も東~北~南は土砂災害警戒区域(Y 土石流)です。特に東側の舟ケ沢は土砂災害特別警戒区域(R土石流)	し、迂回路にする計画としております。その経路については、第2章第5 節の2-12ページに記載しております。 また、一部が土砂災害警戒区域に指定されている搬入道路(市道南 北線)については、道路走行上の規制がありませんが、万が一、災害 が発生した場合、仮設道路の整備、迂回路などにより対処してまいり
17	第3章 地域の概況	第2節 社会的状況	3-60	す。平尾山周辺の冬場の観光のメーンである北パラダを犠牲にしてまでも(デメリットを勘案してまでも)クリーンセンターをすぐ横に建設するということは、単なる景観のみならず、利用者の心(精神的な面)に影響を与えることになります。長い目で見ると、利用者が減少する可能性もあります。利用者へ与える影響については、慎重に配慮してください。	ましたが、今後におきましても、十分配慮をしてまいります。 利用者へアンケート調査を行った結果、北パラダを利用する上で魅力を感じている点として「アクセスの良さ」をあげた利用者が最も多く、
18	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-72	と分かります。これは事前に予想できたことです。問題は、その風によって影響を受けるのは、地権者である地元(行政的・法制的な地元)である佐久市平根地区(横根・上平尾・下平尾・紅雲台)も考えられま	また、御代田町などからあげられるご意見、ご要望を真摯に受け止めるとともに、一部事務組合の運営にあたりましては、地元及び関係地区と信頼関係の構築に努めてまいります。
19	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-73	に紀州鉄道別荘地の自己水源もあります。後者についても、配慮は必要です。	・本事業は、プラントからの排水がないクローズドシステムを採用する計画でおります。また、大気質に係る自主基準値を法令より厳しく設定しており、稼働後の大気質への負荷は小さく、大気質濃度は現状と変わらないものと予測しておりますが、施設稼動後におけるモニタリング地点として、紀州鉄道別荘地の自己水源を追加し、調査を行ってまいります。

No.	準	備書での該当箇所		意見内容	事業者の見解
INO.	章	項目	ページ	12.55.11	7 510 2 50 75
20	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-83	域に指定されている」とあります。また、5の「災害履歴等~」では特別な言及がなされていないが、(また、説明会では「ボーリングの結果からは過去に土砂災害の起きた形跡はない」と説明されましたが)、「舟ケ沢」という地名(地名学では過去に土砂災害や崩壊があって、沢が舟底形に削られていることを証明する地名です)や、北パラダスキー場のゲレンデの造成によって周辺は大いに改変され、予定地の上部に	壊、土石流などの発生があったことを示すものは認められていないことから、大規模な地形崩壊や土石流の発生する可能性は小さいものと予測しております。
21	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-105	・表3-3-10 主要な眺望点の状況にもあるように、全10地点のうち、佐久市方面からの「平尾山公園・平尾大社本殿」からの眺望はありません。(つまり、クリーンセンターは見えないことになります)。これは平尾山〜腰越の尾根に遮られて見えないわけです。このことからしても、一部事務組合の理事者は地権者である地元(行政的・法制的な地元:佐久市平根地区)と地勢的・生活環境的地元(御代田町の面替・豊昇・児玉地区等)との兼ね合いを十分に考慮する必要があります。	
22	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-112~ 3-118	は、(たとえそれが法令上で十分とされているとしても)、建設予定地か	・第3章地域の概況においては、対象事業実施区域の周辺地域について、概況を把握する目的で既存資料の整理を行っております。このため、対象事業実施区域周辺に位置する測定局として、一般環境大気測定局である佐久測定局の測定結果を整理しました。また、施設稼働後のモニタリングをするため、事後調査として一般環境6地点、沿道環境3地点において、現地調査を行う計画としております。
23	第3章 地域の概況	第3節 自然的状況	3-123	いことですが、大事なことは今回の環境アセスメントでの数値と、クリーンセンター稼動後の数値の追跡的なモニタリング調査との差異とその公表です。(もちろん、変化があってはならないことですが)。モニ	するため、実施をしてまいります。現時点における調査項目及び計画については、第7章に記載しております。
24	第4章 環境影響評価の 項目並びに調査、 予測及び評価の 手法	第3節 選定の理由	4-8	響が考えられる。対象事業実施区域及びその周辺は平坦地形ではなく、地形を考慮した環境影響評価が必要である」とあります。そして、廃棄物の排出処理について「発生する主灰・飛灰を搬出するが、適切に処理することから、大気質への影響は極めて小さいと考えられる」とあります。「適切に処理するから~大気質への影響は極めて小さいと考えられる」という論理は曖昧です。「適切に処理する」とは具体的	搬出の際は積込部分を密閉するなどの対策を講じる計画としていることから、灰の飛散による周辺環境への影響は極めて小さいものと考えております。これらの具体的な方法については、評価書で追記します。 また、今後におきましても、地元及び関係地区に対しましては、十分配慮をしてまいります。

No.		備書での該当箇所		意見内容	事業者の見解
140.	草	項目	ページ		
25	第4章 環境影響評価の 項目並びに調査、 予測及び評価の 手法	第3節 選定の理由	4-12	漏洩が考えられる」とありますが、その観測方法・調査方法と対応策・ 手立ては?	・悪臭については、施設稼動時に影響が考えられることから、調査、予測及び評価を行い、その詳細を第5章第5節に記載しております。既存の佐久クリーンセンターにおいて、悪臭調査を実施した結果、特定悪臭物質濃度は基準以下、臭気指数は10未満となっていました。新クリーンセンターでは、既存施設と同等以上の悪臭防止対策を実施する計画であることから、悪臭による影響はないものと予測しております。具体的には、高温処理による臭気の分解、エアカーテンなどによる悪臭漏洩防止対策の実施、清掃等維持管理の徹底など、環境保全措置を講じる計画としております。 また、施設稼動後は、対象事業実施区域、面替地区及び北パラダセンターハウスにおいて、事後調査を実施する計画としております。
26	第4章 環境影響評価の 項目並びに調査、 予測及び評価の 手法	第3節 選定の理由	4-15	考えられる」とありますが。これは「排ガス由来の土壌へのセシウムの 影響が考えられる」ということに直結します。例の「適切に処理する」の で「安全」という論理は安易すぎます。	
27	第4章 環境影響評価の 項目並びに調査、 予測及び評価の 手法	第3節 選定の理由	4-30	「〜発生するが影響は極めて小さいと考えられる」とありますが、なぜ「極めて小さいと考えられる」のか。その「極めて小さい」ものが長年積み重なると、甚大な影響を生じることになります。 特に、すぐ隣接して冬場は北パラダのスキー場があります。また、前述数項目とも関係しますが、そのような影響が生じる可能性があるということは、それらよ	日当たり2台の計画であることから、排出量は極めて小さいものと考えております。一般的に温室効果ガスによる影響は、広域的なものであり、隣接する北パラダへの影響はないものと考えております。また、施設稼動後は、対象事業実施区域周辺における大気環境、環境保全措置の実施状況などを確認するため、事後調査を実施し、そ
28	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質		根地区・上平尾地区及びパラダゲレンデだけです。このことからも、佐久市が御代田地籍に配慮して下さっていることが分かりますが、言い換えれば、いわゆる行政的・法制的地元(平根地区)よりもやはり地勢的・生活環境的地元(面替・豊昇・児玉地区等)への懸念が大きいということと裏腹になります。	ら、佐久市地籍が8地点、御代田町地籍が11地点、合計で19点を選定しております。これらの地点のいずれについても、環境保全措置を講
29	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-6~ 5-1-7	原集会場、横根公会場)が他地区よりも極めて良好です。このことは、他地区の動向も含め、稼動後の追跡調査(モニタリング)の大事なバロメーターとなります。	

No.		備書での該当箇所	0 10	意見内容	事業者の見解
30	章 第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	項目 第11節 大気質	ページ 5-1-12~ 5-1-13	・浮遊粒子状物質調査結果は表で見る限り18観測地点とも大差はない。このことも前項同様に稼動後の追跡調査(モニタリング)の大事なバロメーターとなります。	・浮遊粒子状物質については、すべての調査地点において、環境基準
31	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-17	・町道東林2号線(通称「ふるさと農道」)は秋季に他地点より抜きんでて降下ばいじん量が多いことが判明しますが、現在でさえ大きな課題です。「ゴミ収集車の通過に伴う増量はあまりない」との説明がありましたが、この件の解消については関係機関で真撃に取り組む必要があります。	は、特に秋季の調査結果が他の地点と比較して高くなっておりますが、他の時期については大きな差がみられませんでした。施設稼動後
32	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質		かります。このことは、平尾山系によって遮られた南方の佐久市への 影響は少ないが、地勢的・生活環境的地元(面替・豊昇・児玉地区等) には影響が大きいことを示しています。このことを真撃に受けとめて、 事業を進める必要があります。	
33	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-48 ~ 5-1-57		ります。この結果や地形の状況を踏まえて、大気質の影響が最も大き
34	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-63	・表5-1-32(2)大気質に係わる予測の内容及び方法(存在、供用)による影響)。 焼却施設の稼動に伴い予測事項として煙突排ガスからの二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・塩化水素・ダイオキシン類が挙げられていますが、すでに前項までに度々述べてきました「放射性物質(セシウム)」についての言及がありません。(このことに対する意見は前述した通りです)。	境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評
35	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-100~ 5-1-107	・特に5-1-107の風向・風速を見ると、クリーンセンター建設予定地点から東方へ平尾山山系の北面~森泉山山系と続いているが、面替地区(農地)・豊昇地区(梨沢公園)・豊昇地区(成穏寺付近)・豊昇地区(豊昇園付近)は矢印が小さいことが分かります。これは、以前の説明会から私(筆者)が複数回に渡って指摘した通り、西風・クリーンセンター方面から東方へ流れてきた大気が、上記山系の地形のために(箕の中に捕えられたように)淀んでいることを表わしている証拠です。したがって、面替~豊昇地区への大気の影響が大きいものと予想がつきます。	行っております。風速の弱い場所があることを踏まえて、予測を行って おりますが、大気質の影響が最も大きくなる地点においても環境基準
36	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-120	・表5-1-90(5)施設の稼動に伴う大気質予測結果(ダイオキシン類、年平均値)の年平均寄与濃度をみると、面替地区(上尾崎付近)・面替地区(大星神社境内広場)・豊昇地区(梨沢公園)・豊昇地区(成穏寺付近)が他点よりも極めて高い。このことは前項の気象状況とも関係するものと推測されます。	度)と比較して、寄与濃度は小さく、これらを足し合わせた値も環境基
37	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第1節 大気質	5-1-121 ~ 5-1-123	・上記のことは二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・ダイオキシン類のそれぞれの図においても明白です。(解釈はNo.36の事項と同じになります)。	・意見No.36の回答と同様です。

No.	準	備書での該当箇所		意見内容	事業者の見解
NO.	章	項目	ページ	10.50	
38	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第4節 低周波音	5-4-9	・供用時における焼却施設の稼動に伴う低周波音による影響について、「予測方法を佐久市現有施設(佐久クリーンセンター:流動床式)の現況調査結果に基づく定性的手法とした」とあるが、新クリーンセンター(ストーカ式)とは種類が異なるので、不適当ではないでしょうか。第5章第5節「悪臭」の調査結果を大事にするとともに、継続調査によって比較検証することが肝要です。(その計画をお示しいただきた	設置されることから、同程度の規模である佐久クリーンセンターとの比較は妥当であると考えております。本事業においては、設備機器や建築材料に係る最新技術を基に設計を行い、対策型設備機器の使用や
	第7章 事後調査計画	第2節 事後調査計画	7–28	LV) _o	施設より、更に影響は小さくなるものと予測しております。 また、施設稼動後は、対象事業実施区域、面替地区及び佐久スキーガーデンパラダ(北パラダセンターハウス)において、事後調査を実施する計画としております。
39	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第10節 地形·地質	5-10-9	みると、舟ケ沢は前者であり、予定地北側(下方)から南方のアクセス 道路予定経路は後者の指定を受けていることになります。原点にか えって考えると、今般のクリーンセンター建設予定地は、その観点から すると極めて危険箇所ともいえます。	きる限り安全確保に努めてまいります。工事中及び施設稼動時におけ
40	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第10節 地形·地質	5-10-9	・「対象事業実施区域及び周辺で実施したボーリング調査結果では、 地質の中に土石流堆積物が認められず、対象事業実施区域について は、これまで土石流の到達履歴はない」と評価(考察)していますが、一 このことについては、「No.2 2 -2及び2-3」で述べた通りです。また、 「舟ケ沢」のどの地点を調査したのでしょうか。2本目のバイパスといえ る搬入道路の取り付けとも大きく係わってくることです。	同様です。また、ボーリング調査は、対象事業実施区域内6地点、周辺地域2地点で実施し、このうち、東側の3地点が舟ヶ沢近隣になり、第5章第7節の5-7-3ページに位置を記載しております。県道からの進
41	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第10節 地形·地質	5-10-14~ 5-10-15	・造成断面図を見ると、南半分を切土し、それを施設の北半分に盛土する計画ですが、その結果、地盤が軟弱化するおそれがあります。山側と谷側に生じる現在よりも大きくなる斜面については、「建築法にのっとり適正な工法で斜面を造成する」という説明が口頭でありましたが、下方の斜面は現在の県道からどのくらい離れた位置になるのでしょうか。また、その斜面の高さも問題になります。切土した側(山側)には断崖が生じ、盛土した側(谷側・北側)は地盤が弱く崩壊する可能性もあります。特にそこにはアクセス道路(搬入道路)が通過することになっているわけです。ますますと第二の搬入道路の設置箇所・経路が問題になってきます。	m離れた位置とし、高さを約12mと想定しております。造成平面図及び断面図については、第5章第10節の5-10-14及び15ページに記載しておりますが、評価書では詳細に示してまいります。県道からの進入道路を含め、工事中及び施設稼動時における地形及び土地の安定性への影響については、意見No.39の見解と同様です。
42	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第11節 植物 第12節 動物	5-11-1~ 5-11-31 5-12-1~ 5-12-84		排水については適切な処理の後、公共用水域に放流する計画として

No.	準	備書での該当箇所		意見内容	事業者の見解
	章	項目	ページ	1	
43	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第14節 景観	5-14-13	・北パラダについて。パラダスキー場は南にもありますが、実質は建設予定地のある北パラダが冬季の生命線です。予測地点から景観の変化の状況(表5-14-6)にあるように、景観への影響が極めて大きいことが予想されます。その対応策として「6-23」では「施設の形状等の検討」「施設の色彩等への配慮」「周辺景観に調和する緑化の実施」を挙げていますが、利用者(観光客)にとっては、北パラダスキー場へ来てスキーを滑って、その後に温浴施設利用ということが頭にあれば、景観の疎外感も若干は緩和されことと推測されます。本来的には温浴施設は「焼却炉の余熱を利用する」という建て前上からも、南側ではなくまずは北パラダ付近に建設されてしかるべきです。(しかし、これは行政的・法制的地元である平根地区と佐久市当局との約束の関係もあるので、「掘削した上での温浴施設を南パラダ付近に」というその構想とは別ものとして、焼却炉の余熱利用という観点から考えなければならないことになります。)	ましたが、今後におきましても、十分配慮をしてまいります。 また、余熱利用計画については、発電を第一義としておりますが、外 部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、検討をしてま
44	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第15節 触れ合い活動の 場	5-15-9	・パラダの利用状況は北パラダのウインタースポーツが第一です。5-15-11からもそのことは言えます。特に「景観がよい」「アクセスがよい」などは現在の北パラダの長所といえます。クリーンセンターが建設されることによって、この利点を損なわないように慎重に進める必要があります。(利用者の意見を聞くことも大切にしたい)。	の観点から、交通への影響、景観などの調査、予測及び評価を行って
45	第5章 調査・予測・ 保全対策・評価	第16節 廃棄物等	5-16-6 ~ 5-16-7		質汚染対処特措法に基づく指定基準8,000ベクレル/kg以下の廃棄物であれば、従来と同様に廃棄物処理に係る現行法令に基づき最終処分ができるものとされております。既存の佐久クリーンセンターにおいても、飛灰の測定結果が国の指定基準8,000ベクレル/kgを下回る値となっており、現行法令に基づき適切に処理を行っております。本事業
46	第6章 総合評価	第1節 総合評価	6–1	・「工事中及び稼動後における調査・検証」を文面通り実施することは 当然のこととして、更にその結果を定期的に公表すべきです。(「問い 合わせに答えます」「ホームページで公表します」では、地域の多くの 人々には分かりません)。その方法を適切に工夫していただきたい。	ることで、環境影響評価で予測した結果との検証を行ってまいりますが、その結果については、組合等のホームページで公表するととも
47	第6章 総合評価	第1節 総合評価	6-13	・表によると「焼却施設の稼動に伴う煙突排ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度」の予測結果をみると、対象事業実施区域は0.931pg-TEQ/gと一番低くて良好です。豊昇地区(豊昇園)は10.351pg-TEQ/gで最悪であり、次に広戸地区が8.248pg-TEQ/gであり、児玉地区が6.068pg-TEQ/gでワースト3です。いずれも環境保全のための目標値よりも低い数値ではありますが、予定地での焼却施設の稼動により、今後ますます特にワーストスリーの地域は危険に晒されます。ダイオキシン類のみならず、他の排ガス中に含まれる可能性のある物質、特にセシウムについては不安を拭いきれません。「これだけは決して煙突から外へは出ません」という約束は信じることは不可能です。なぜか。それは、今まで日本では経験がなく、国の基準さえあやふやな状況があるからです。	環境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した 改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び 評価手法の検討が行われておりますので、今後、国の動向を踏まえ

	進	備書での該当筒所		辛日中 南	市业 4.0 日 40
No.	章	項目	ページ	意見内容	事業者の見解
48	第6章 総合評価	第1節総合評価	6-13	(ダイオキシン類)の管理」の2点だけが挙げられているだけです。評価 結果では『ダイオキシン類対策については、設備面、運転管理面等に	れる職員に対しましては、施設の操業に必要な運転管理、点検などについて、教育指導計画に基づき徹底した教育指導を行ってまいります。
49	第6章 総合評価	第1節総合評価	6-29		・余熱利用計画については、発電を第一義としておりますが、外部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、検討をしてまいります。
50	第7章 事後調査計画	第1節 事後調査項目の 選定	7-5	査結果を利用する」と述べられていますが、施設稼動前と稼動後の変移を見る上で、それでは不十分どころか、必要不可欠の条件を満たさないことになります。	
51	第7章 事後調査計画	第1節 事後調査項目の 選定	7-9	の理由として「施設の稼動に伴って発生する廃棄物は適正に処理することから事後調査は行わない」としています。これでは、納得できま	実施状況を確認することとしております。施設の稼動状況の確認項目として廃棄物発生量等について調査するとともに、実際に行った保全
52	第7章 事後調査計画	第2節 事後調査計画	7–11	化窒素・二酸化窒素・浮遊粒子物質」とだけあります。(←ここには述べられてはいませんが以前約束したように放射性物質セシウムのことも含まれていることを確認したいと思います)。	・放射性物質については、長野県環境影響評価条例においては、その取扱いが明確ではなく、同条例技術指針でも示されておりません。環境影響評価法においては、放射性物質の適用除外規定を削除した改正法が平成27年6月1日から施行予定であり、現在、国で予測及び評価手法の検討が行われておりますので、今後、国の動向を踏まえた上で対応を図ってまいります。なお、事業者における自主的な取り組みとして、大気質及び気象調査を行った地点において、現況把握のための空間放射線量の測定を行い、施設稼働後においても、同地点でモニタリングのための測定を実施し、その結果を公表してまいります。

	進	備書での該当箇所		辛 日子 ウ	***********
No.	章	項目	ページ	意見内容	事業者の見解
53	第7章 事後調査計画	第2節 事後調査計画	7–12	では不十分です。(もっとも、「7-22」の地点を調査するので、「施設敷地内についていえば西端で調査する」のでしょうか?)。いずれにしても、西風が一番多いので「東端」についても調査が必須です。	・工事による影響に対する大気質については、第7章第2節の7-12ページに事後調査地点を示しておりますが、現時点において、西端のみで考えております。工事中の建設機械による影響については、工事工程や対象事業実施区域の気象調査結果を基に予測した結果を第5章第1節の5-1-81~83ページに記載しております。対象事業実施区域の西側が最大着地地点となっておりますが、これは、当該区域の地上気象が上層気象と異なり、地形の影響を受けた風となっており、最多出現風向が北東となっているためであります。建設機械の排気については、地上5m程度で拡散することから、地上気象調査結果に基づき予測を行っております。また、焼却施設の稼働による影響に対する大気質については、第7章第2節の7-22~24ページに事後調査地点を示しております。
54	第7節 事後調査計画	第2節 事後調査計画	7-22	硫黄・一酸化窒素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・塩化水素・ダイオキシン類・降下ばいじん・地上気象(風向、風速)としていますが、調査地点は現況調査地点のうち6地点(面替・豊昇・児玉・上平尾・南パラダ・小田井)としていますが、これだけでは不十分です。(高原野菜で生活	・大気質の事後調査地点については、現時点において、6地点で考えております。施設稼働に伴う周辺環境への影響については、環境保全措置を適切に実施することにより、十分小さくできるものと考えておりますが、今後、準備書に係るご意見を踏まえて、さらに環境負荷の低減に努めてまいります。また、工事中及び施設稼働後における事後調査において周辺環境のモニタリングを行うとともに、実際に行った環境保全措置を明らかにし、必要に応じて追加的な措置を講じてまいります。
55	第2編 方法書に関する 審議経過 第2章 住民の意見及び 事業者の見解	_	2-2-11	針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予 測評価でも対象としていない計画でありますが、環境影響評価とは別 に、事業者の自主的な取り組みとして、放射性物質に係わるモニタリ	

No.	準備書での該当箇所			意見内容	事業者の見解
110.	章	項目	ページ		
56	事業全般	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		◎佐久市平根地区(下平尾・上平尾・横根・紅雲台)が字舟ケ沢・棚畑地籍を用地として新クリーンセンター候補地に名乗りを上げ、それが佐久市によって決定されました。行政的・法制的には確かに地元は後の蓄積された影響を受ける可能性の大きい地域は、今回の環境アセスメント調査結果を待つまでもなく、御代田町の面替・豊ま・児玉地」です。環境に一番大きな影響のある御代田町に対して一定の配慮がされるべきです。この施設からみて御代田町(特に狭く限ってみないされるべきです。この施設からみて御代田町(特に狭く限ってみひまという認識をもっていただきたい。焼却施設の変で、少地勢的・生活環境的「地元」と基本同意書(覚え書き・協定書ないしは他の名称でもの提携が必要。・佐久広域連合の新斎場(火葬場)を佐久市長土呂地籍に関するにあたっては、佐久市は次のような書類を地元と取り交わしています。「)地元区の佐久市長土呂区と佐久市により、「斎場整備に関するにあたっては、佐久市は次のような書類を地元と取り交わしています。まき」が締結されました。・クリーンセンター(佐知施設)建設に際しては、隣接区である御代田町の面替区(豊昇区・児玉区)に未だに同意書を求めておりませんが、シのナーンセンター(はならない必要な施設です。その認識の上にたっても、環境への影響等を鑑みると、同時に「迷惑施設」であるとは他言を要しません。(環境評価準備書では、環境への影響等を鑑みると、同時に「迷惑施設」であることは他言を要しません。(環境評価準備書では、環境への影響等を鑑みると、同時に「迷惑施設」であるさとはできますが)。次のことを何らかの形で約束・実行していただきたい。※①何年後かにクリーンセンター(焼却炉を再建する時に田町の地籍とは異なる地域へ移動すること。←このことを御代田町の地元」は、今回の地籍とは異なる地域へ移動すること。←このことを御代田町の地方と。(「覚え書き」「同意書」「協定書」いずれかの形で)。②地籍とは異なる地域へ移動すること。千二の見通しを考えておられること。(3環境できますが)・生活環境的「地元」と「小害防止協定」を書ぶこと。③3環境アセスメント調査時の諸が立る表すること。の数値を常に並置して適切な方法で公表すること。	もとより、御代田町面替区などに対しまして十分な配慮及び対応を図ってまいります。施設の稼働年数については、現時点において、安全に稼動できる期間は施設を利用してまいりたいと考えております。今後、施設の更新時期を迎える前に、次期施設に係る整備計画の検討にあたりまして、事前に地元及び関係地区と十分に協議をしてまいります。 また、平成26年11月を目途に、施設建設の同意となる地区協定の締結に向けて、地元及び関係地区、御代田町などと協議を重ねてまいります。事後調査結果については、組合等のホームページで公表すると